

令和5年度NHK歳末たすけあい 2次配分対象施設Q & A

(共同募金委員会で対象施設を選別する際にご参照ください)

配分要領に規定する対象施設

(1) 障害者総合支援法に規定される「障害福祉サービス事業所」及び「地域活動支援センター」
(2) 児童福祉法に規定される「児童発達支援事業」及び「放課後等デイサービス事業」を実施する施設

Q 1. 「障害福祉サービス事業所」で対象外になる事業所はありますか。

A. 「施設」の整備に対する配分を基本としているため、利用者が入所又は通所する施設を持たない事業所は対象外となります。下表により対象事業所を選別してください。

事業名 等	対 象	備 考
生活介護	○	
自立訓練	○	
就労移行支援	○	
就労継続支援 (A型・B型)	○	
共同生活援助 (グループホーム)	○	
短期入所 (ショートステイ)	△	Q 6 を参照
重度障害者等包括支援	△	定員25人以内の施設は、現在兵庫県内で確認されていません。対象施設がある場合は、個別にご相談ください。
療養介護	△	
居宅介護	×	訪問型の事業のため対象外
重度訪問介護	×	
同行援護	×	
施設入所支援	×	
移動支援	×	
福祉ホーム	×	障害者総合支援法の障害福祉サービス事業ではないため対象外
相談支援事業 (地域移行支援、地域定着支援)	×	

Q 2. 民間の運営であれば、公設の施設も対象となりますか？

A. 公設民営の施設は、対象外となります。

例) 行政から指定管理を受けている建物の整備

行政から委託を受けている事業所の備品の整備 など

Q 3. 「株式会社、有限会社等は除く」とありますが、他に対象外となる法人は？

A. 営利法人 (株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社など) は対象外となります。

また、非営利法人でも、「事業団」、「公社」及び病院等を経営する「医療法人」などは、財政規模や施設の経営状況などから、配分委員会での審査において対象外となる場合があります。

Q 4. 「主たる事業所」と「従たる事業所」がある場合、同一施設とみなしますか？

例えば、「主たる事業所」で過去3年間に受配がある場合、「従たる事業所」は申請できないのですか？

- A. 申請できます。それぞれ別の施設として取扱ってください。この配分は、小規模の施設へ配分することが目的であり、制度改正により従事者や利用者定員の関係で「従たる事業所」とせざるを得ない施設が発生したという経緯を勘案した対応です。

Q 5. 同じ敷地内にある施設や同じ建物内にある事業所は、同一の施設とみなしますか？

- A. 原則として、行政からの事業の指定状況から判断し、同一の事業所で指定されている場合は、同一の施設とみなします。

ただし、複数の事業所であっても、要望内容が各事業所に共通する設備・備品の整備にあたる場合は、同一の施設とみなす場合があります。

例) 同じ建物内で別事業所としての指定だが、建物全館の空調工事が必要な場合
同じ敷地内で別棟の事業所だが、共通で使用する駐車場を整備する場合

Q 6. 短期入所（ショートステイ）も対象施設となりますか？

- A. 運営形態により判断が異なります。

● 「空床型」は、短期入所だけでは施設の実態が無いため対象外となります。

本体となる施設が要件を満たす場合は、本体の施設から申請してください。

● 「併設型」は、本体となる施設が対象施設であり、かつ本体の定員を含んだうえで要件を満たす場合は対象となります。(本体が、「障害者支援施設」や「障害児入所施設」、老人福祉施設等の場合は対象外となります)

● 「単独型」は、当該事業所のみで要件を満たす場合に対象となります。

Q 7. 「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」を実施している事業所ですが、どちらの事業所として申請すれば良いですか？

- A. 基本的には、受配要望の内容で判断ください。受配要望が両方の事業に共通する場合は、使用頻度や定員数などから主な事業を判断して、一方から申請ください。

Q 8. 「活動実績が2年以上あること」の、基準日はいつですか？

- A. 申請日の段階で2年以上の施設としてください。当該事業所が活動を開始してからの年数をカウントしてください。

Q 9. 配分対象事業の要件で「令和6年5月までに完了すること」とありますが、令和6年4月以降に実施する事業も対象となりますか？

- A. 対象となります。期日までに完了する事業であれば、実施年度は問いません。